

益田市行財政改革指針

～市民・地域が躍動し希望に輝く益田の実現～

平成 25 年（2013 年）12 月

益 田 市

メッセージ

平成 16 年 11 月の合併は、その目的として、生活圏の広域化や過疎化への対応と行政機能の強化に加え、財政健全化をも視野に入れたものでした。実際、行政管理部門の統合、特別職を含む職員の削減、合併特例債の活用による効率的な社会資本整備などが合併によって推進されたことから、最大の行財政改革であったと総括することができます。

一方これに前後し、地方の財政に大きな影響を及ぼす三位一体改革が進行していました。ただでさえ財政力の弱い当市においては、補助金・地方交付税の減額が追い打ちをかけ、財政再建団体転落の危機に直面します。

そこで、平成 17 年 12 月に財政非常事態宣言、翌年 3 月に行財政改革大綱、集中改革プランを相次いで打ち出し、更なる行財政改革に取り組んできました。これにより、一時は枯渇寸前だった財政調整基金の残高が、今年度中に 10 億円を超える見通しとなるなど、当面の窮地は脱しつつあります。

しかしながら、今後の財政状況を見通した時、度重なる改革努力にもかかわらず、合併算定替え縮小による地方交付税の大幅な減額や、人口の高齢化に伴う税収の減少と扶助費の増加など、財源の縮小と経費の膨張が必至となっています。このまま推移すれば、収支の均衡がとれなくなり、各種基金も遠からず底をつくことが確実です。

かたや、過疎化、少子高齢化、長引く不況による地域社会の衰退という潮流が、当市の将来に暗い影を投げかけています。魅力ある地域づくり、産業振興と雇用創出、子育て支援の充実、健康長寿の推進、交流人口の拡大などによって、地域を再生するための果敢な取組が強く求められており、そのための財源を確保することが焦眉の急と言えます。

おりしも、行財政改革大綱と集中改革プランは平成 21 年度で期限が切れており、これに続く指針・計画はその後 4 年近く不在のままです。また、この間も財政非常事態宣言は有効なままでしたが、巨額な投資的事業に歯止めがかかったわけではなく、半ば形骸化しているとの見方もあります。

現状のままでは、財政危機と地域の衰退が濃厚に予想される以上、益田市の存続と発展のため、歳入歳出全般にわたる、より徹底した行財政改革に踏み出す必要があります。また、そのための体系的指針と具体的計画の策定が不可欠です。

その切迫感を背景として、今年度当初から、今後取り組むべき行財政改革の本格的検討を進めてきました。そして、本年 12 月 3 日に行財政改革審議会から意見もいただき、「行財政改革指針」と「行財政改革実施計画」を決定するに至りました。

平成 25 年度を始期とする「行財政改革指針」は、合併算定替えの収束する平成 32 年度を終期としています。この足掛け 8 年のうち、集中改革期間と位置づける前半の 4 年間で、「行財政改革実施計画」に基づいて、国の制度変更に対応しながら改革を軌道

に乗せ、最終段階での収支均衡に目途をつけることとします。

新しい行財政改革は、当然ながら総人件費抑制、事務事業や公共施設の見直しによる歳出削減を追求するものの、それにとどまらず、行政機能の効率化、協働の推進、地域資源や民間活力の活用などにも重点を置いています。

その意味で、人口拡大への取組に先行して、財源確保と自治機能進化の両面から条件を整備するものでもあります。

これまでの行財政改革のもと長らく各方面に不自由を強い、今後もさらに痛みを伴う改革を推進するのは誠に心苦しいものがあります。しかし、現在および将来の本市に責任を負う者として、現下の小康状態に安ずることは許されないと考えます。本市の持続的発展のため、改革の先頭に立ち、全庁を挙げて取り組む決意です。

市民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

平成 25 年 12 月 12 日

益田市長 山本浩章

目 次

市長メッセージ

第 1	新たな行財政改革指針策定の背景とその必要性	1
1	これまでの行財政改革の取組と成果	1
2	取組の経過と今後の計画	2
3	市を取巻く環境の変化	3
(1)	歳出要因の拡大	3
ア	人口減少社会の進行	3
イ	高齢化社会の進行	4
ウ	地方分権改革の進展	5
エ	喫緊の行政需要	5
(2)	歳入の縮減	6
ア	合併特例期限と財源の縮減	6
4	行財政改革の必要性と目標	7
第 2	新たな行財政改革指針の考え方	12
1	基本方針	12
第 3	行財政改革の推進項目	13
1	基本方針Ⅰ《効率的な組織体制の構築》	13
(1)	職員の意識と能力の向上	13
(2)	組織の見直し	14
2	基本方針Ⅱ《持続可能な財政基盤の確立》	14
(1)	財政の健全化	14
(2)	総人件費の抑制	16
3	基本方針Ⅲ《市民ニーズに合わせた事業実施と施設管理》	17
(1)	公共サービスの質的向上	17
(2)	公共施設等の見直し	17
(3)	事務事業の見直し	18
4	基本方針Ⅳ《市民力をいかした協働のまちづくり》	19
(1)	新しい自治体運営の取組	19
(2)	開かれた市政の推進	20
5	行財政改革の体系	21
(1)	行財政改革体系表	21

第4	行財政改革の進め方	22
1	計画の位置づけ	22
2	改革の進め方	22
	(1) 行財政改革実施計画の策定	22
	(2) 進捗管理	22
第5	計画期間	23
1	行財政改革指針	23
2	行財政改革実施計画	23
第6	おわりに	23

用語解説編

資料編

第 1 新たな行財政改革指針策定の背景とその必要性

1 これまでの行財政改革の取組と成果

益田市は平成 16 年 11 月に旧美都町・旧匹見町と合併し、現在の益田市が誕生しました。国の三位一体改革¹により地方分権に向けた改革が進む中、新益田市を取り巻く環境は厳しく、合併による効果を最大限発揮していくためには、これまで以上に簡素で効率的な行政運営を進める必要がありました。

このため、平成 17 年には「行財政改革大綱」、「集中改革プラン」を策定し行財政改革へ取組を進めてきました。(期間：平成 17 年度～21 年度)

更に平成 22 年度には「益田市版事業仕分け」を実施し、継続して行財政改革を行って来ました。

この間の主要な取組とその成果は以下表-1 のとおりです。

[表-1]

項 目	概 要
指定管理者制度 ² の導入	H16 から導入開始 H25.4 月現在 71 施設及び事業に導入
職員給与のカット	合併時から約 5,000 万円/年の職員給与カットを継続 (H16~24：総額 398 百万円減)
職員数削減	H16：533 人→H25：436 人 △97 人△18.2%
市税等収納率 ³ の向上	市税収納率 H17：93.5% → H24：96.1%
特殊勤務手当 ⁴ の見直し	支給区分 11→5 支給内容 29→16 へ削減
益田市文化スポーツ振興財団の解散	H18 より財団運営の施設に指定管理者制度を導入 その後 H21 に組織を解散
学校再編	小学校 5 校を統合 (H18 澄川小・H19 種小 北仙道小・H20 飯浦小・H25 二川小)
収入役制度 ⁵ の廃止	H19 より廃止
へき地保育所・保育事業実施児童館のあり方	H19 澄川児童館・H21 二川保育所を廃止 H25 道川児童館を休止
時間外勤務の縮減	各課の枠を設定し縮減 (H22:65,433h H23:57,101h H24:51,276h)
特別職報酬の改定	H22 より 5%削減
事務事業の見直し	逡送便業務民間委託・公衆浴場にしき湯の廃止等
総合支所 ⁶ 機能の再編	H25 より両支所とも 4 課→3 課へ再編

〈議会による主な取組〉

項 目	概 要
議員報酬の改定	H22 より 5%削減
議員定数の削減	28 人 → H23：26 人

平成 16 年～平成 24 年の財政数値：資料編-1 参照

上記のように、行財政改革の取組により、行政コスト削減、組織スリム化、職員削減、民間活力の活用を進め、行財政基盤の改善に効果を上げてきました。

2 取組の経過と今後の計画

行財政改革をめぐる経過と今後の計画は以下 表-2 のとおりです。

[表-2]

年 度		取組み内容
平成15年	2003年	新市建設計画策定
平成16年	2004年	合併 新市発足
平成17年	2005年	行財政改革大綱・集中改革プラン
平成18年	2006年	益田市財政改革プラン策定
平成19年	2007年	
平成20年	2008年	
平成21年	2009年	集中改革プラン終了・行財政改革推進計画評価報告
平成22年	2010年	益田市版事業仕分け実施・財政再建計画策定
平成23年	2011年	第5次益田市総合振興計画・250人体制推進計画策定
平成24年	2012年	益田市版事業仕分け終了・定員適正化計画策定
平成25年	2013年	行財政改革指針・実施計画策定
平成26年	2014年	
平成27年	2015年	地方交付税縮減△10%
平成28年	2016年	地方交付税縮減△30%
平成29年	2017年	地方交付税縮減△50%
平成30年	2018年	地方交付税縮減△70%
平成31年	2019年	地方交付税縮減△90%
平成32年	2020年	地方交付税縮減皆減

財政非常事態宣言

集中改革期間

継続改革期間

集中改革プラン期間

行財政改革指針・実施計画期間

3 市を取巻く環境の変化

(1) 歳出要因の拡大

ア 人口減少社会の進行

総務省の平成 24 年 10 月 1 日現在推計人口⁷によれば、日本の総人口(外国人含む)は 1 億 2,751 万 5 千人で、前年比△28 万 4 千人(△0.22%)と 2 年連続して大きく減少しています。

自然増減⁸では、出生 104 万 7 千人に対し死亡 1 25 万 1 千人で、出生児数が死亡者数を 20 万 5 千人下回り 6 年連続の自然減少となっています。

(1 年間で松江市の人口に匹敵する規模の減少が発生していることとなります。)

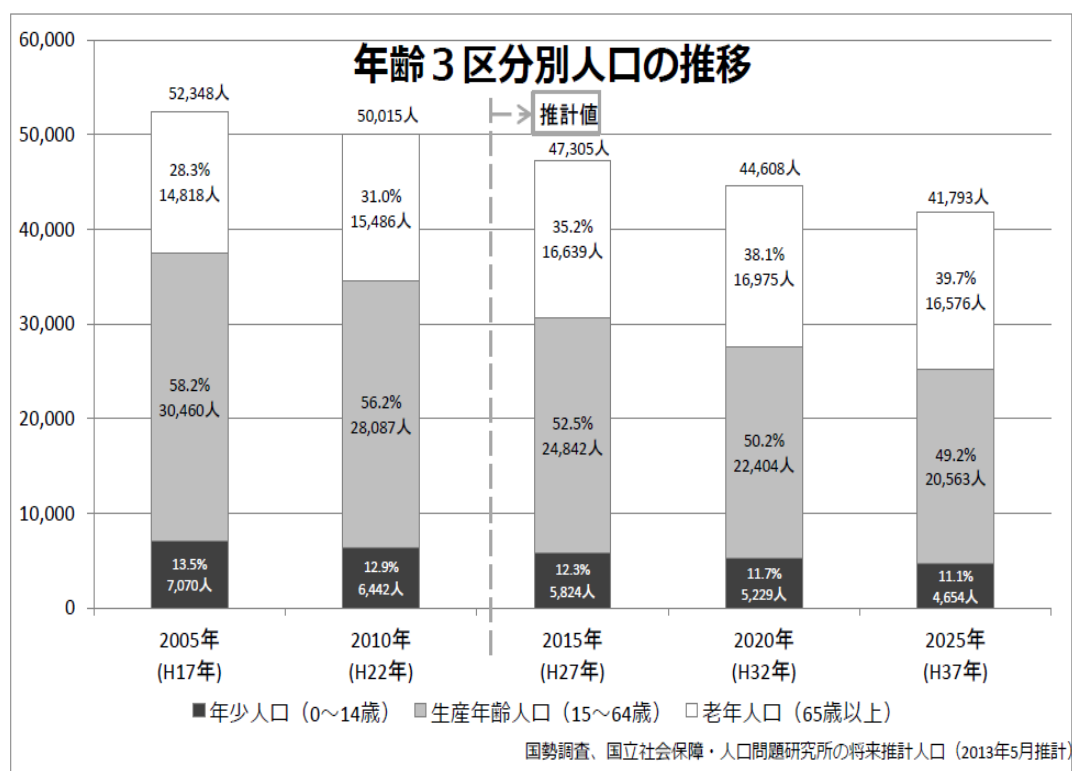
益田市の人口は、合併時の平成 16 年 11 月では 54,542 人でしたが、平成 25 年 3 月末では 49,911 人と△4,631 人 8.5%の減少となっています。(住民基本台帳)

更に、国立社会保障・人口問題研究所⁹の人口動態推計(平成 25 年 3 月推計)によれば平成 27 年には 47,305 人、平成 32 年には 44,608 人に減少すると推計されています。[資料-1]

人口減少社会の進行は、地域の経済活動縮小、担い手の減少、地域コミュニティ機能の衰退、教育や福祉施策の再編など地域社会に大きく構造変化をもたらしています。

社会構造の変化は、行政ニーズの多様化・複雑化・需要拡大として表れており、今後の歳出増の大きな要因にあげられます。

[資料-1]



※国勢調査人口は、住民票などの届出に関係なく益田市に常住するか、3箇月以上常住予定の人を対象としており、推計人口も国勢調査人口を基として推計しているため、住民基本台帳人口と相違があります。

イ 高齢化社会の進行

益田市の老年人口¹⁰は、平成17年には28.3% 14,818人（国勢調査）、平成25年3月末では32.2%16,072人（住民基本台帳）、平成32年には38.1%16,975人（国立社会保障・人口問題研究所）と推計されています。

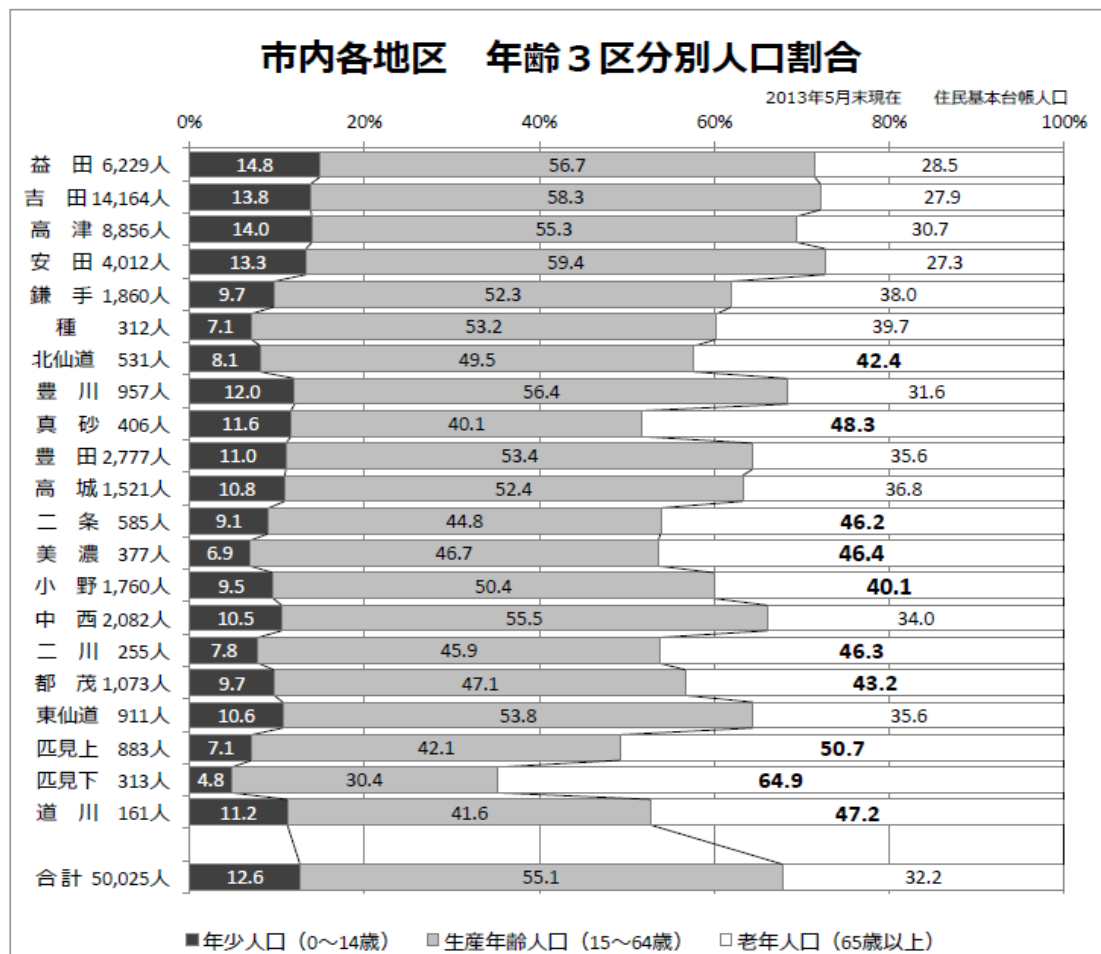
平成25年3月末では益田市内21地区のうち、10地区ではすでに高齢化率¹¹が40%を超えています。[資料-2]

更に253の集落（自治会）のうち、限界的集落¹²は17.4%にあたる44集落に達しており、今後さらに増加していくことが予測されます。（益田市における集落（自治会）の現状：平成25年5月地域振興課）

これまで地域を支えてきた共同作業・相互扶助・消防・防災といった集落機能の維持が困難となっているだけでなく、通院や食料品・日用品の購入から、交通の確保、周辺地の荒廃、有害鳥獣対策、産業の衰退など地域の生活基盤が崩壊しつつあり、過疎・高齢化の問題は極めて深刻化しています。

行政需要の拡大と共に扶助費¹³などの社会保障費予算は増加を続けています（扶助費 H17～H24 決算額 41.5億円→51.2億円 9.7億円増 23.4%増）。高齢化問題は特定の年代や地域の課題ではなく、今後の行財政運営に大きく影響してきます。

[資料-2]



ウ 地方分権改革の進展

平成 12 年に施行された地方分権一括法 14 により、地方分権改革が推進され、国と地方の関係は「上下」から「対等・協力」の関係に改められ大きく転換されました。機関委任事務 15 の廃止や国や都道府県との関与の在り方についても基準や手続きが整備され、国から地方への権限移譲が推進されています。

平成 18 年には、住民に身近な基礎自治体を地域の行政の中心的な担い手として位置づけた、地方分権改革推進法が成立し改革が推進されています。

これにより、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付け見直し、条例制定権の拡大、ひも付き補助金 16 の一括交付金化 17、地方税財源の充実・確保、直轄事業負担金 18 の廃止などが進められ、基礎自治体の役割は大きく変化してきました。

自治体運営を巡っては、市民・NPO¹⁹・地域に所在する民間企業等が、行政と一緒に地域の課題を解決するために活動する「新しい公共」づくり 20 を支援し、地域の再生や行政のスリム化を推進しています。

この間、国においては 300 余りの関連法律が改正され権限委譲が進められています。また、島根県から益田市への権限委譲は 46 項目が行われています。

今後も、権限移譲の進展に伴い新たな行政需要の拡大が想定され、分権社会に対応した行財政運営の改革が必要です。

エ 喫緊の行政需要

現在、益田市にはこれまでの行財政改革の取組で、なお継続して取り組むこととなっている課題を含め、産業振興対策、進行する少子化や高齢化への対策、中山間地域対策 21、福祉の充実、更に老朽化が進む社会資本の維持管理や更新対策 22 など、解決を図らなければならない行政課題が山積しています。

また、平成 25 年度の喫緊課題として学校施設耐震化事業。学校給食センター整備事業。新養護老人ホーム整備事業。新益田赤十字病院建設支援事業。公共施設の耐震化事業。中須東原遺跡整備事業。土地開発公社整理事業等があり、行政需要は拡大を続けています。

市民からの要望と期待に応え公共サービスを維持していくためには、厳しく施策の選択を行い優先順位をつけると共に、限られた行政資源をより効率的かつ効果的に投入していくことが必要です。

(2) 歳入の縮減

ア 合併特例期限と財源の縮減

今後の収入財源については縮減傾向で推移することが見込まれていますが、その大きな要因の一つに地方交付税の縮減があげられます。

これまで合併した市町村に対しては地方交付税²³や合併特例債²⁴による措置など、国からの財政支援が一定の期間認められていました。

中でも大きなものとして、地方交付税のうち普通交付税額算定の特例（合併算定替の特例措置）があります。これは、合併後 10 年間は合併が行なわれる前の旧市町単位（益田市・美都町・匹見町）で毎年算定した普通交付税が保障され、その後の 5 力年度間は激変緩和措置として段階的に特例分が縮減されていくという制度です。

益田市は平成 27 年度から縮減期間に入り、平成 32 年度には新市の規模で算出した本来の交付税額（一本算定額）となります。

平成 24 年度の普通交付税決定額を基準として推計すると、平成 32 年度には約 12 億円が減少すると見込まれています。〔資料-3〕

更に、このまま人口減少が続いていけば、税収や基準財政需要額²⁵の変動による普通交付税の縮減も見込まれます。

[資料-3]

普通交付税 今後の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通交付税の 合併算定替による 激変緩和影響額	△1.2億円 (1割減)	△3.6億円 (3割減)	△6.0億円 (5割減)	△8.4億円 (7割減)	△10.8億円 (9割減)	△12.0億円 (皆減)

4 行財政改革の必要性と目標

これまでの行財政改革の取組により、コスト削減やスリム化など相当の成果を上げていますが、将来見込まれている財源縮減に対しては、今後の収支均衡を図っていくことが困難な状況です。

現状のまま行財政改革を行わずに推移すると、平成31年度には約5億円、平成32年度には約5.5億円の赤字が見込まれ、財政調整基金・減債基金²⁶も枯渇する恐れがあります。

変化する社会経済構造や拡大する行政需要に応え、益田市が持続して安定した公共サービスを提供していくためには、更なる行財政改革の取組が必要です。

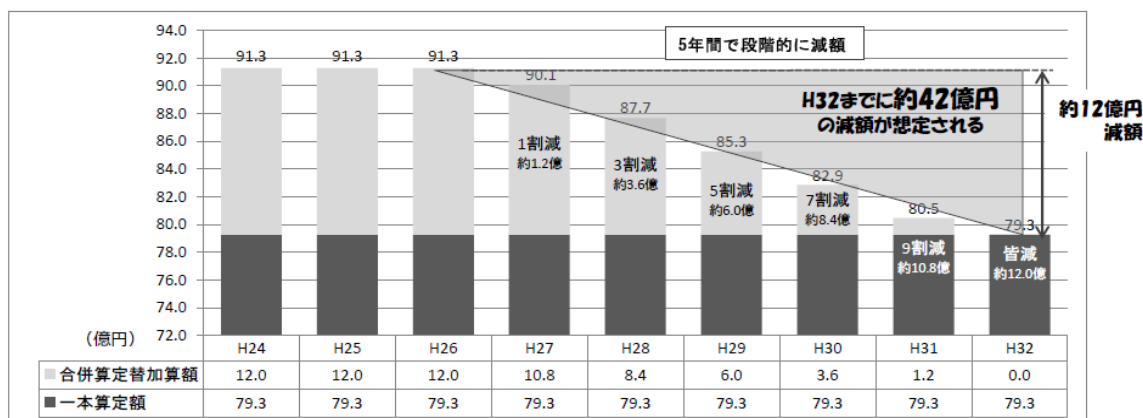
平成27年度から始まる普通交付税縮減の影響額は、激変緩和措置が終了する平成32年度で縮減額が約12億円と見込まれます。[資料-4]

このため、早期に財源縮減に備え、収入に見合った自治体運営と財政構造の転換に取り組む必要があります。

[資料-4]

普通交付税 今後の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	計
合併算定替による 激変緩和影響額	△1.2億円 (1割減)	△3.6億円 (3割減)	△6.0億円 (5割減)	△8.4億円 (7割減)	△10.8億円 (9割減)	△12.0億円 (皆減)	6年間で約 42億円の 減額



今回の行財政改革にあたっては、普通交付税縮減が終了する平成32年度までに一般財源ベースで約12億円の歳出削減を目標とし収支均衡を目指すこととします。

また財政調整基金・減債基金の積立額は県内8市でも最も低い水準にあります[資料-5]。近年の予期せぬ大規模災害等不測の事態にも備え、安定した財政運営を行っていくには基金の積み立てが不可欠です。基金繰り入れに頼らない財政運営を進めると共に、財政調整基金・減債基金の確保を目指します。

平成24年度 県内市町村決算状況（8市・近隣町分）

単位：百万円

	経常収支比率	地方債 現在高	積立金 現在高	財政調整基金 現在高	減債基金 現在高	財調・減債 基金合計	順位
松江市	90.2%	135,862	14,775	3,193	2,934	6,127	1
浜田市	87.3%	51,925	11,633	3,207	1,332	4,539	4
出雲市	91.9%	133,107	7,728	2,847	601	3,448	5
益田市	92.3%	35,531	3,150	799	255	1,054	17
大田市	91.9%	32,536	8,385	2,888	2,288	5,176	3
安来市	89.6%	29,732	7,710	1,799	295	2,094	8
江津市	96.4%	21,039	3,704	634	971	1,605	10
雲南市	87.6%	38,275	10,054	1,305	4,034	5,338	2
津和野町	87.8%	11,853	3,574	1,638	571	2,209	6
吉賀町	81.1%	7,269	3,461	1,080	478	1,558	11

※表示単位未満四捨五入の関係により、財調・減債基金合計が一致しない場合があります。

今行財政改革では、公共サービス全体の見直しが必要であり、市民にも負担を伴うこととなります。急激な改革は市民生活に混乱をもたらす原因にもなりかねないことから、平成32年度までの8年間をかけ行財政改革を進めていきます。

目標を達成するため、全ての行財政運営について見直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや優先順位の厳選を行い、公共サービスの再編に取り組みます。

行政評価を行い事務事業見直し、補助金見直し、組織見直し、公共施設見直し、総人件費の抑制、収入財源確保など全ての施策について各般の見直しを進め、効率化を高めると共に、公共サービスの最適化を図ります。

財源と職員数が減少する中、複雑・多様化する地域課題や新たな行政課題に対応し、行政がその責任と役割を将来にわたり果たしていくため、公共サービスを市民と行政がパートナーシップで協働するまちづくりを推進します。

これらの行財政改革の取組にあたっては、以下の5項目を見直し基準として設け、聖域なく見直しを行い行財政改革を推進します。

見直し基準

- 1 その仕事は公共の利益にかなっているか？
- 2 その仕事は行政が行うべきものか？
- 3 その仕事は民間やNPO等のセクターと協力できないか？
- 4 その仕事に財政支出（税投入）する必要があるのか？
- 5 その事業実施にあたってはいかに効率を高めることができるか？

なお、財政推計及び効果額については、毎年度ローリングを行い進捗を管理し、行財政改革の着実な推進を図ります。

行革実行前 財政推計

歳入の推計

(単位:百万円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自主財源	地方税	5,426	5,474	5,375	5,387	5,346	5,249	5,264	5,225
	使用料及び手数料	383	396	398	399	399	399	399	399
	分担金及び負担金	548	481	481	481	481	481	481	481
	繰入金	96	42	42	37	137	137	237	237
	その他の自主財源	1,160	518	634	850	480	480	480	480
	自主財源 計	7,613	6,911	6,930	7,154	6,843	6,746	6,861	6,822
依存財源	地方交付税	9,118	9,390	9,284	9,019	8,775	8,637	8,373	8,284
	国県支出金	5,657	4,929	5,343	5,824	5,680	5,305	5,358	5,424
	地方債	5,582	5,644	4,870	3,247	2,586	2,519	2,519	2,511
	その他の依存財源	846	846	846	846	846	846	846	846
	依存財源 計	21,203	20,809	20,343	18,936	17,887	17,307	17,096	17,065
歳入合計 ①		28,816	27,720	27,273	26,090	24,730	24,053	23,957	23,887

歳出の推計

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
義務的経費	人件費	3,769	3,906	3,984	3,907	3,775	3,639	3,609	3,580
	扶助費	5,288	5,415	5,544	5,677	5,814	5,872	5,931	5,990
	公債費	4,008	4,282	4,362	4,393	4,207	4,151	4,011	3,918
	義務的経費 計	13,065	13,603	13,890	13,977	13,796	13,662	13,551	13,489
投資的経費	普通建設事業費	4,068	5,439	5,270	4,322	3,227	2,712	2,712	2,712
	災害復旧事業費	648	5	5	5	5	5	5	5
	投資的経費 計	4,716	5,444	5,275	4,327	3,232	2,717	2,717	2,717
その他の経費	物件費	2,716	2,709	2,709	2,709	2,709	2,709	2,709	2,709
	維持補修費	253	200	200	200	200	200	200	200
	補助費等	4,559	2,935	2,777	2,596	2,654	2,652	2,630	2,629
	繰出金	2,455	2,494	2,521	2,515	2,371	2,427	2,475	2,512
	その他	757	384	178	178	178	178	178	178
	その他の経費 計	10,740	8,722	8,385	8,198	8,112	8,166	8,192	8,228
歳出合計 ②		28,521	27,769	27,550	26,502	25,140	24,545	24,460	24,434

収 支 ① - ②	295	▲ 49	▲ 277	▲ 412	▲ 410	▲ 492	▲ 503	▲ 547
-----------	-----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

財調・減価基金残高	1,646	1,597	1,320	908	498	6	▲ 497	▲ 1,044
-----------	-------	-------	-------	-----	-----	---	-------	---------

行革実行後 財政推計

歳入の推計

(単位:百万円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H25・H32 対比
自主財源	地方税	5,426	5,480	5,388	5,420	5,381	5,286	5,303	5,264	97.0%
	使用料及び手数料	383	396	400	401	401	402	402	403	105.2%
	分担金及び負担金	548	481	481	481	481	481	481	481	87.7%
	繰入金	96	42	42	37	137	137	237	237	247.6%
	その他の自主財源	1,160	518	636	852	481	484	484	484	41.7%
	自主財源 計	7,613	6,917	6,947	7,191	6,881	6,790	6,907	6,869	90.2%
依存財源	地方交付税	9,118	9,390	9,284	9,019	8,775	8,637	8,373	8,284	90.9%
	国県支出金	5,657	4,929	5,343	5,824	5,680	5,305	5,358	5,424	95.9%
	地方債	5,582	5,644	4,870	3,247	2,586	2,519	2,519	2,511	45.0%
	その他の依存財源	846	846	846	846	846	846	846	846	100.0%
	依存財源 計	21,203	20,809	20,343	18,936	17,887	17,307	17,096	17,065	80.5%
歳入合計 ①		28,816	27,726	27,290	26,127	24,768	24,097	24,003	23,934	83.1%

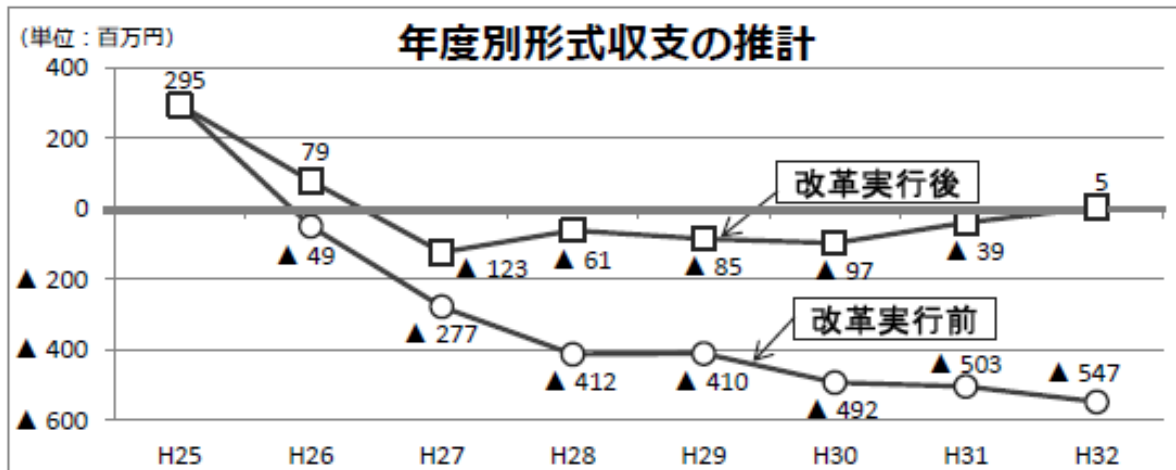
歳出の推計

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H25・H32 対比
義務的経費	人件費	3,769	3,835	3,911	3,835	3,759	3,606	3,551	3,498	92.8%
	扶助費	5,288	5,415	5,544	5,677	5,814	5,872	5,931	5,990	113.3%
	公債費	4,008	4,282	4,362	4,393	4,207	4,151	4,011	3,918	97.8%
	義務的経費 計	13,065	13,532	13,817	13,905	13,780	13,629	13,493	13,406	102.6%
投資的経費	普通建設事業費	4,068	5,439	5,270	4,323	3,227	2,712	2,712	2,712	66.7%
	災害復旧事業費	648	5	5	5	5	5	5	5	0.8%
	投資的経費 計	4,716	5,444	5,275	4,328	3,232	2,717	2,717	2,717	57.6%
その他の経費	物件費	2,716	2,659	2,659	2,513	2,499	2,471	2,442	2,414	88.9%
	維持補修費	253	200	200	200	200	200	200	200	79.1%
	補助費等	4,559	2,933	2,763	2,554	2,598	2,582	2,547	2,517	95.8%
	繰出金	2,455	2,495	2,521	2,510	2,366	2,417	2,465	2,497	101.7%
	その他	757	384	178	178	178	178	178	178	23.5%
その他の経費 計	10,740	8,671	8,321	7,955	7,841	7,848	7,832	7,806	72.7%	
歳出合計 ②		28,521	27,647	27,413	26,188	24,853	24,194	24,042	23,929	83.9%

収 支 ① - ②	295	79	▲ 123	▲ 61	▲ 85	▲ 97	▲ 39	5
-----------	-----	----	-------	------	------	------	------	---

財調・減債基金残高	1,646	1,725	1,602	1,541	1,456	1,359	1,320	1,325
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※ H25 補助費等は、土地開発公社整理事業等の特殊要因を含んでおり、これを除いた金額との対比を表わしています



性質別目標額（一般財源）

単位：百万円

	性質	改革項目	実施計画目標額	
			H28	H32
歳入確保	自主財源	税・料等収入の確保	33	39
		使用料・手数料の適正化	2	4
		自主財源の確保	2	4
	歳入計			37
歳出抑制	人件費	総人件費の抑制	60	▲ 262
	物件費	事務事業の見直し	▲ 206	▲ 296
	維持補修費		▲ 50	▲ 50
	扶助費		113	212
	補助費	補助事業の再構築	▲ 70	▲ 111
	普通建設事業費		▲ 152	▲ 153
	災害復旧事業費		▲ 43	▲ 43
	公債費		374	▲ 88
	積立金		▲ 378	▲ 378
	投資出資貸付金		▲ 20	▲ 21
	繰出金	繰出金の抑制	49	37
歳出計			▲ 323	▲ 1,153
合計効果額（期間目標額）			360	1,200

第2 新たな行財政改革指針の考え方

1 基本方針

行財政改革を推進するにあたっては、次の基本方針のもと、市民と共に知恵を出し合い、理解と協力を得ながら取り組んでいきます。行政資源の縮小・削減のみに焦点を当てた取組から脱し、市民と行政との協働・連携により、今できることを着実にやり次代に引き継いでいくための改革を推進します。

基本方針として次の4つを柱とし取組を推進します。

基本方針Ⅰ 効率的な組織体制の構築

社会経済環境の変化や新たな行政需要の発生に対応し、迅速で効果的な施策を展開していくことが必要です。時代に応じた職員の配置や意識の向上、市民の視点に立った施策や事業の実行ができるよう組織機構の見直しと人材育成に取り組めます。

基本方針Ⅱ 持続可能な財政基盤の確立

少子高齢化の進行や社会資本の整備・更新への対応など、行政ニーズが拡大する中、一方では財源の縮減が見込まれます。新たな行政需要に対応していくために、中長期的な視点に立って財政の健全化を図ります。

基本方針Ⅲ 市民ニーズに合わせた事業実施と施設管理

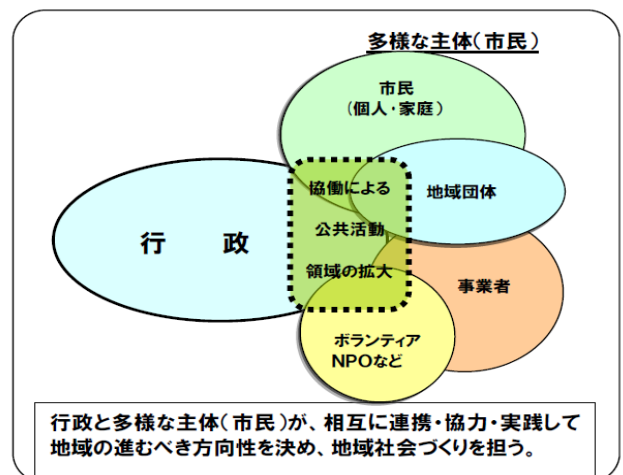
市民参加と協働を重視し、ニーズ把握に努め事業選択を行います。また真に必要な事業を効率的に行えるよう、スクラップ&ビルド²⁷による事業の整理統合を進めます。わかりやすい情報発信と説明の徹底により行政の透明性を高めます。

既存の公共施設は、多くが設置後相当の年数を経過しており、維持管理や建替えなどに多額の費用が必要です。全ての施設について見直しを行うと共に、建物・施設等の市有財産を総合的に管理・活用する仕組みづくりを進め、効率的な運用と多様化する市民ニーズへの対応を進めます。

基本方針Ⅳ 市民力をいかした協働のまちづくり

地域の特性をいかしたまちづくりを進めていくため、それぞれの分野における多様な主体（市民・事業者・NPO・市民自治組織など）が役割を分担しながら公共的な活動を担い、効率的・効果的に行政運営が行われる仕組みづくりと取組により、活力に満ちた地域社会づくりを進めます。

[イメージ図参照]



第3 行財政改革の推進項目

1 基本方針Ⅰ 効率的な組織体制の構築

(1) 職員の意識と能力の向上

市民の期待に応え行政課題を解決していくには、業務の担い手である職員の意欲や能力の向上が不可欠です。地方分権改革が進み住民と最も身近な存在である基礎自治体には、自己決定と自己責任による地域課題解決への責任が強く求められます。

これからの自治体職員には、市民と共に課題を見出し解決のための施策を立案し実行していく能力が求められ、一層の資質の向上が必要です。

職員は今以上に、自ら知識と能力を高めながら、市民から信頼され行動する職員となることが重要です。

ア 職員の意識改革

常に市民のニーズや課題を考え、業務改善や迅速な対策を提案していく職員を育成します。

- ①前例踏襲主義や秘密主義に陥ることなく、市民の視点に立った施策・事業の立案と行動ができるよう職員意識の向上を図ります。
- ②職場内での議論を活性化させ、職員相互に刺激し合える職場づくりを行います。
- ③コスト意識を徹底し、小額であっても業務の必要性や妥当性を考え行動する職員の育成を図ります。

イ 人材育成

- ①「人材育成基本方針」[28](#)に基づき、計画的な人材育成、人材開発を行います。
- ②地方分権、ガバナンス [29](#)、情報公開、市役所の見える化 [30](#)等課題を抽出し、職員の意識向上につながる研修を進めます。
職責や職階に応じた能力の向上につながる研修を進めます。
- ③職員の適性を見極め、将来を見据えた人材育成を図ります。
- ④管理職に試行中の人事評価制度の検証を行い、やる気や働きがいを引き出す人事評価制度の全職員への導入を進めます。

ウ 持続した業務改善

- ①日々の業務の中でも無駄の排除や効率化を考え行動する職員を育成するため、全ての職場で、サービスの質、要する経費、要する時間を改善する業務改善運動に取り組みます。(クオリティQ・コストC・タイムT：QCT運動)
- ②市民からの意見を反映するため、引き続き「市長と語り合う会」、「市長とランチミーティング」、「市長のおじゃまします」、「市長の訪問座談会」、「市長への手紙」に取り組みます。
市民の持つ政策ニーズを把握し様々な政策に反映していくため、パブリックコメント [32](#)の充実等行政マーケティング [33](#)を進めます。

(2) 組織の見直し

地方分権の進展や社会経済構造の変化、新たな行政需要に対応していくため、柔軟で機動的な組織編成に取り組みます。各部局の持つ専門性を活かしながら連携して公共サービスを提供する、つながりをもった総合行政を目指します。

また職員数や機構については社会構造の変化に応じ、即応して行政の役割を見直しニーズへの対応を進めます。

常に「簡素で効率的」な行政の実現に向け、効率化を一層推進すると共に行政組織の減量を進めます。

ア 新たな行政需要に即応する組織体制の整備

- ①限られた「人・財源・モノ」そして「情報・時間・経験」といった行政運営資源の最適配分を目指します。
- ②行政の組織や機構は、市民にとってわかりやすく利用しやすいものとなるよう見直しを進めます。また、窓口の一本化など市民の利便性の向上を図ります。
- ③本庁及び総合支所のあり方を見直し、簡素で機能的な体制にしていきます。
- ④地区振興センターを単位に、住民が主体的に地域づくりを行えるよう支援の仕組みづくりを進めます。
- ⑤自治体 ICT（情報通信技術）を推進し、効率化と利便性向上を図ります。

イ 部局を超えた横断連携強化

- ①複雑・多様化する行政課題に対応するため、縦割組織から部や課を超えて業務連携する、柔軟な組織・機構への見直しを進めます。
- ②組織の機能強化・効率化を進めるためマネジメント機能の強化を図ります。

ウ 危機管理対策の強化

- ①自然災害や大規模な事故等、想定し得る危機事案を洗い出し、未然に防ぐ対策に取り組みます。
自然災害や事故の発生時には、市民の安全が確保され影響を最小限に留められる危機管理対策を強化します。
- ②東日本大震災を教訓に、大規模災害への対策と広域での支援・連携対策を検討し対応を進めます。

2 基本方針Ⅱ 持続可能な財政基盤の確立

(1) 財政の健全化

少子高齢化の進行や行政需要の拡大、社会資本の更新への対応、社会保障費の増加など歳出の増大が予測される一方で、財源については縮減が見込まれます。

地域課題への対応、持続した公共サービスの提供、新たな行政需要に対応していくためには財政の安定が不可欠であり、将来の財政規模に見合った持続可能な財政構造の構築を目指します。

「実質赤字比率」³⁴「連結実質赤字比率」³⁵「実質公債費率」³⁶「将来負担比率」³⁷、「経常収支比率」³⁸の改善を図ります。

行財政改革の取組を着実に進め、財政調整基金等の基金確保を図ります。

平成 25 年度当初予算では、歳入面では自主財源比率 27% 69.6 億円に対し、地方交付税・国県支出金・市債などの依存財源が 73% 186.7 億円を占めています。歳出面では扶助費・公債費・人件費の義務的経費³⁹の支出が 51% 130.2 億円を占め、投資的経費等の任意的な経費は 49%126.1 億円となっています。

見込まれる財源の縮減に対して、自主財源の確保と義務的経費以外の任意的経費の縮減で対応するのは非常に困難な状況です。

このため、聖域なく財政構造見直しを行うと共に、国に対しては地方財源の確保を強く働きかけていきます。

ア 補助事業の再構築

- ①補助の対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、補助事業の再編を行います
再編にあたっては、事業の定期的な見直し期間（終期設定：原則 3 年間）の設定やスクラップ&ビルドの徹底により膨張を抑制します。
- ②補助金については平成 32 年度には義務的補助を除き約 1.1 億円 8%の縮減を図ります。

イ 税等収納率の向上

- ①税・料負担の公平性確保のため、滞納対策を推進し収納率の向上を目指します。
市税については平成 28 年度までに 0.5%。税以外については平成 28 年度 1%の向上を目指します。平成 32 年度には 2%向上を目指します。

ウ 使用料、手数料の見直し

- ①受益に応じた一定の負担を求めることで、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性確保を進めます。
- ②定期的な料金見直し期間（原則 3 年間）の設定や算定方法の見直しを行うなど負担の適正化を図ります。

エ 財源の確保

- ①広告収入や寄付金、公有財産の処分など、自主財源の確保を図ります。
- ②有利な交付金や補助金の確保、資金等の調達を図ります。
- ③交付税や交付金制度の充実・財源確保に向け、国に対し積極的に働きかけます。

オ 第三セクター等の改革推進

- ①土地開発公社は平成 25 年度に解散し、平成 26 年 3 月 31 日をもって清算します。
- ②第三セクター⁴⁰事業は、5 つの株式会社を設立し行っており、市の出資総額は 1.698 億円となっています。

（株）益田市総合サービス・（株）きのこハウス・（株）エイト・（株）ひきみ・（有）アグリみと）
「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」に基づき、「行政目的と一致しているか。」「成果が発揮されているか。」「市民ニーズ」等について検証すると共に、経

営改革に向け取り組みます。

経営診断など経営改善期間を平成 28 年度までの 3 年間とし、改善効果について評価を行った上でその後の方針を決定します。

カ 財政状況の分析と周知

- ①市の財政状況を分かりやすく情報発信し、市民に関心を高めてもらえるよう更に取組を継続します。
- ②市債 41 を財源とする事業については、その効果について充分精査を行い、事業実施の可否を判断します。
- ③新規事業の導入にあたっては、費用対効果の分析など事業評価を行い事業を厳しく選択します。

キ 特別会計 42 事業の見直し

- ①特別会計事業は独立採算の原則のもと、市民負担の適正化や経費の節減など経営見直しを行います。
一層の効率化と事業の見える化を進めます。また一般会計からの繰出金 43 については、圧縮を図ります。

(2) 総人件費の抑制

事務事業の抜本的な見直しなど各般の見直しを進め、組織のスリム化と職員数の抑制を図ります。給与については、社会経済環境の変化を勘案し見直しを行います。

平成 32 年度には総人件費について約 2.7 億円 7%の抑制を図ります。

(平成 25 年度人件費対比)

ア 職員数の適切な管理

- ①職員定数は「定員適正化計画（H25 年～29 年）」に基づき、計画的な定員管理を行います。
地方分権による権限移譲や新たな行政需要の発生に即応すると共に、行財政改革を推進し、事務事業を見直すことにより毎年度計画を見直し職員採用数について抑制を図ります。
- ②将来の行政需要を検討し、専門性や特殊性を要するものや期間が限定される業務などについては嘱託職員 44 による対応を検討します。

イ 給与、手当等の見直し

- ①国・県・近隣自治体の水準を考慮すると共に、社会経済情勢の変化に応じ適切な判断のもと給与水準の見直しを行います。

3 基本方針Ⅲ 市民ニーズに合わせた事業実施と施設管理

(1) 公共サービスの質的向上

市民参加と協働を重視し、市民のニーズ把握に努めると共に事業の選択と集中を進めます。

また真に必要な事業を効率的に行えるようスクラップ&ビルドによる事業の整理統合を進めます。

限られた行政資源の中で市民の要望に添えていくため、常にサービスの必要性・妥当性・効果・有効性を検証し施策の見直しを行ないます。

収入財源の縮減が見込まれる中、市民の要望に添え満足度の向上を図っていくために、わかりやすい情報発信と説明の徹底により行政の透明性を高め、市民目線に立った施策構築と公共サービスの質的向上に取り組みます。

ア 市民ニーズを反映した公共サービスの提供

- ①質の高い公共サービスの提供を行うため、市民に向き合い対話を重視し、市民のニーズを把握しながら事業推進を図ります。
- ②市民・事業者等の協力や職員の創意工夫により、経費をかけず又は少額の経費で実施できるゼロ予算事業を進めます。

(2) 公共施設等の見直し

合併後県下でも最大の面積を持つ益田市には、多くの公共施設が点在しています。既存の公共施設の多くは設置後相当の年数を経過しており、今後の維持管理経費や耐震化対策⁴⁵、建替え等に多額の費用が見込まれます。

新たな行政需要の拡大や財源縮減が見込まれる中、全ての施設の維持管理や建替え、耐震補強を行っていくことは困難な状況です。また人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化に見合った、公共施設の適正な配置が必要です。

公共施設の現状について見直し、貸与や譲渡・統合・廃止等を進め公共施設の縮減を図ります。また、施設の長寿命化や機能改善など有効活用を図ります。

建物・施設等の市有財産を総合的に管理・活用する仕組みづくりを行い、効率的な施設運用と多様化する市民ニーズへの対応を進めます。

今後の公の施設の新・増設には、明確な目的と必要性がある場合のみとし、建設費や保全費・修繕費・運用費・管理経費を含む解体までのライフサイクルコストの算定と、利用予測・運営方法等を検討した上で設置を決定します。

ア 公共施設の見直しと管理運営の効率化

- ①設置後、相当の年数を経過した施設や、合併後の重複した機能を持つ施設等については、当初の設置目的と現時点の使用実態を調査し、配置について見直します。
- ②市の財政規模に応じた持続可能な公共施設の再配置を図ります。
- ③効率的な維持管理を行なうため、一元的な維持管理システムの整備を進めます。

イ 資産の利活用

- ①市の保有する財産 46 について貸付や売却等、未利用資産の利活用を進めます。
- ②遊休資産の売却を促進します。促進に向け担当部署の強化を図り積極的に情報を発信します。

ウ 管理運営主体の見直し

- ①指定管理者制度や委託等公共サービスの状況を検証し、より効果的で効率的な運営に向けた見直しを進めます。
- ②民間の活力を活用し、民間に委託する方がより効率的・効果的であると考えられる業務については、外部委託（アウトソーシング）や移譲を図ります。
また、民間提案制度や競争入札方式等により、実施主体の多様化とサービスの充実を図ります。
- ③指定管理者制度については、NPO や民間事業者等多様な主体に拡大を図ると共に、民間の持つノウハウの活用により良質なサービス提供と経費節減を進めます。

(3) 事務事業の見直し

これまで少子化や高齢化、家庭環境や地域環境の変化、地方分権の拡大等に対応し事務事業は拡大を続けてきました。

今後の社会構造の変化や将来的に見込まれる財源縮減に対応していくためには、事務事業を抜本的に見直す公共サービスの再編成が必要です。

これまで「税」を投入して行なってきた事業であっても、原点に立って見直しを行い、効果の薄いものや公益性の薄れたものは縮小・廃止するなど構造転換が必要です。

行政が行うべき役割を見直し、施策の厳選や優先順位による選択と集中を進め、歳出の抑制を図ると共に収支のバランスをとっていかなければなりません。

事務事業の見直しを進めスリム化を図ると共に、平成 32 年度には物件費約 3.0 億円 11%を縮減します。（平成 25 年度物件費対比）

ア 事務事業の見直しと再編

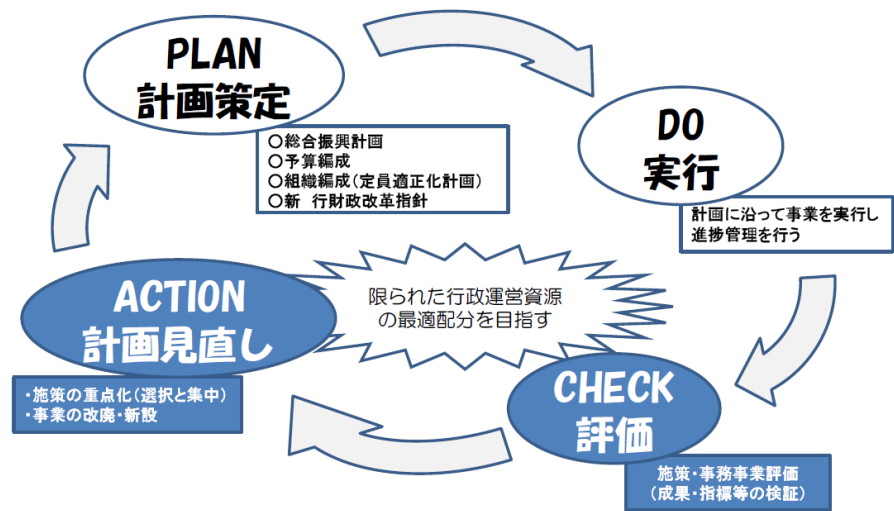
- ①事業の目的や対象者から類似事業を洗い出し、無駄のない効率的な事業展開を図るため事務事業の見直しを行います。
- ②社会経済構造の変化や市民ニーズに応え、目標に直結する最も簡素でコストのかからない方法を検討するなど、徹底した無駄の排除と効率化に取り組みます。
見直しはスクラップ&ビルドを徹底し膨張を抑制します。
- ③義務的経費（扶助費等）についても制度の根本に踏み込んだ見直しを行い、歳出の抑制を図ります。
- ④既に実施中の事業についても、事業費の縮減を含め見直しを行います。
- ⑤合併調整未了のものについては早期の調整終了を図ります。

イ 行政評価と事業改革

①行政評価 47 などの手法を活用し、効率性・有効性・効果・需要等を評価し、行政資源の最適配分を図り事業の選択と集中を進めます。

行政評価と一体となった施策改革、行政資源の配分に取り組むことにより、計画⇒実行⇒評価⇒計画見直し（Plan⇒DO⇒Check⇒Action）のサイクル定着を図ります。

政策推進のイメージ図



4 基本方針Ⅳ 市民力をいかした協働のまちづくり

(1) 新しい自治体運営への取組

地域の特性をいかしたまちづくりを進めていくため、それぞれの分野における多様な主体（市民・事業者・NPO・市民自治組織等）が役割を分担しながら公共的な活動を担い、効率的・効果的に行政運営が行なわれる取組により、活力に満ちた地域社会づくりを進めます。

社会経済構造の変化や少子高齢化が進む中、行政需要は益々多様化しています。

このような中、公共サービスの提供を従来のように行政のみが行うのではなく、市民や多様な主体が参加して取り組む自治体運営を進めます。

持続可能な地域社会を形成していくため、様々な技術とノウハウを持つ民間と行政が協力し、地域全体でまちづくりを担っていく市民協働のまちづくりを進めます。

市は自治体運営の主体として市民活動を支援し、地域自治の向上を図ります。

ア 新たな市民自治組織の育成

①地域住民が地域の実情に応じて主体的に地域課題の解決にあたり、まちづくりを進める「地域自治組織」の設置を地区振興センター単位で進めます。

イ 地域との協働と多様な民間活力の活用

- ①行政だけではなく、市民・事業者・NPO・市民自治組織等の多様な主体が、役割を分担しながら公共的な活動を担っていく市民協働のまちづくりを推進します。
市役所も部局を横断する組織の運営や職員研修を進め、協働の担い手として変化を図り、地域自治の向上を推進します。
- ②地域活動への交付金や市民の公益活動を支援する制度を設け、市民の地域活動や公益活動を促進します。
- ③公共サービスの担い手の育成と多様化を進めます。

(2) 開かれた市政の推進

情報公開を積極的に進めてきましたが、市民と協働したまちづくりを進めていくために、更に適切な情報提供を行うと共に市民の参加を拡大することが必要です。

様々な場面で、分かりやすい情報提供と説明を行うと共に、行政の見える化を進め市民参加を促進します。

ア 事務事業の見える化と情報公開の徹底

- ①市民に対して、より積極的な情報提供を行い、説明責任を果たすと共に市政への参加を促進していきます。
- ②事務事業について指標の数値化を図るなど見える化を進め、市民にわかりやすい情報提供に取り組みます。
- ③行政用語や専門用語は言い換えるなど、受け手の市民の立場に立って表現を工夫します。行政の取組内容や事業をわかりやすく公表し市役所の見える化を進めます。
- ④計画策定や条例改正などにあたっては、パブリックコメントや広報等により、積極的に情報の提供と政策判断理由を説明し、市民の意見反映を進めます。
- ⑤ソーシャルメディア [48](#) の活用により市民への情報提供と意見反映を充実します。
- ⑥市政への参加は市民の権利であることを共に認識し多様な手法で機会確保を促進します。また行政との協働を促進します。
- ⑦各種審議会や委員会等へ、幅広い分野からの市民参加の促進と女性の登用を進めます。

5 行財政改革指針の体系

(1) 行財政改革指針体系表

基本方針Ⅰ 効率的な組織体制の構築	
1 職員の意識と能力の向上	ア 職員の意識改革 イ 人材育成 ウ 持続した業務改善
2 組織の見直し	ア 新たな行政需要に即応する組織体制の整備 イ 部局を超えた横断連携強化 ウ 危機管理対策の強化
基本方針Ⅱ 持続可能な財政基盤の確立	
1 財政の健全化	ア 補助事業の再構築 イ 税等収納率の向上 ウ 使用料、手数料の見直し エ 財源の確保 オ 第三セクター等の改革推進 カ 財政状況の分析と周知 キ 特別会計事業の見直し
2 総人件費の抑制	ア 職員数の適切な管理 イ 給与、手当等の見直し
基本方針Ⅲ 市民ニーズに合わせた事業実施と施設管理	
1 公共サービスの質的向上	ア 市民ニーズを反映した公共サービスの提供
2 公共施設等の見直し	ア 公共施設の見直しと管理運営の効率化 イ 資産の利活用 ウ 管理運営主体の見直し
3 事務事業の見直し	ア 事務事業の見直しと再編 イ 行政評価と事業改革
基本方針Ⅳ 市民力をいかした協働のまちづくり	
1 新しい自治体運営の取組	ア 新たな市民自治組織の育成 イ 地域との協働と多様な民間活力の活用
2 開かれた市政の推進	ア 事務事業の見える化と情報公開の徹底

第4 行財政改革の進め方

1 計画の位置づけ

地方自治法では、「地方公共団体はその事務処理にあたっては、住民の福祉の増進に努めると共に、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。」「地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めると共に、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とうたわれています。

第5次益田市総合振興計画においても、基本目標に「市民と協働して、効率的・効果的な行財政運営が行われるまち」を掲げ、具体的に市との協働や開かれた行政、健全な財政運営への施策を掲げています。

新しい「行財政改革指針」は、政策実現のための行政運営の重要な手法として、不断の取組を進めるため策定するものです。

行財政改革を推進することにより、総合振興計画の着実な実現を図ると共に、より簡素で効率的な行政運営の確立を目指します。

2 改革の進め方

(1) 行財政改革実施計画の策定

行財政改革指針に基づき、行財政改革を着実に進めていくため、具体的な取組の内容や時期、めざす目標を明確にした「行財政改革実施計画」を策定します。

(2) 進捗管理

取組の状況やその結果について検証を行いやすくするため、実施計画では可能な限り目標の数値化を図ります。計画の「見える化」を進めることで市民へわかりやすい情報公開を行うだけでなく、課題や問題点を明らかにすることで改善への取組と次の施策展開を促進する効果をねらいとします。

ア 進捗については毎年度評価を行い進捗を管理します。

イ 行財政改革審議会に諮ると共に、必要に応じ審議会が市長に意見を述べ改革の促進を図ります。

ウ 政策調整会議に諮り、全庁への情報共有と取組の推進を図ります。

エ 見直しが必要と判断されたものは期限を設け速やかに見直しを行います。

オ その状況については市ホームページ等により公表します。

第5 計画期間

1 行財政改革指針

行財政改革指針の計画期間は、平成25年度から普通交付税の合併算定替激変緩和措置が終了する平成32年度までの8年間とします。

ただし、国においては引き続き地方制度改革に向けた検討が行われており、制度改革や社会経済動向の大きな変化により内容に齟齬が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

「行財政改革指針」 平成25年度～平成32年度 8年間

2 行財政改革実施計画

「行財政改革実施計画」については、計画期間の中でも特に重要な期間となる、平成28年度までの4年間を「集中改革期間」として取り組みます。

平成29年度以降については、平成28年度までの「集中改革期間」の進捗状況と成果を踏まえ平成32年度までの継続計画を策定します。

「行財政改革実施計画」 集中改革期間 平成25年度～平成28年度 4年間

「行財政改革実施計画」 継続改革期間 平成29年度～平成32年度 4年間

第6 おわりに

日本社会における人口減少と高齢化は新たな課題を生み、国を挙げた対応が求められています。激しい国際競争が続く中、経済が右肩上がりに成長する時代は終わり、拡大からストック活用、良質な社会資本形成、サービスの質的向上と新しい価値観が社会に生まれています。

これから財政規模の縮小が予測される中、地方自治体においても新たな自治体運営を構築していく必要があります。

今回の行財政改革は行政組織の縮小・削減に焦点をあてた取組から脱し、市民と行政の協働・連携により、今できることを着実に実行し、次代に引き継ぎ、持続的に発展する自治体の創造を目指しています。

市民の目線に立ち公共サービスのあり方や提供の仕組みを見直し、地域が主体の自治の向上が必要です。

市民と行政が協働して新しい益田づくりに挑戦し、新たな共通価値をつくりだす創造的な改革に取り組みます。

用語解説編

-用語の解説-

1 三位一体改革

小泉政権下で、「地方にできることは地方に」という方針のもと、国の関与を小さくし、地方の権限や責任を拡大して、地方分権を推進することを目指して、国税から地方税への税源移譲、補助金の廃止・削減、地方交付税の見直しの3つを一体として行われた改革。国と地方の財政関係を分権的に改めました。

平成16年度から平成18年度の3カ年で約4.7兆円の国庫補助負担金の廃止と縮小。約3兆円の税源移譲が行われました。一方で地方交付税約5.1兆円が削減されています。

2 指定管理者制度

地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、公の施設の管理者について、それまでの地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が管理を代行することを可能とした制度です。

より効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としています。

3 収納率

市税などの収納率とは、確定した納付されるべき額（調定額）のうち、実際に納付された額（収納済額）の割合をいいます。さまざまな収納業務を行う上での基礎となります。

収納率の数字が高いほど税の公平な負担が図られています。また、収入が安定することにより安定した財政運営を行うことができる状態といえます。

4 特殊勤務手当

著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務であり、給与上特別な考慮を必要とするものでその勤務の特殊性に応じて支給されるものです。

益田市では徴収業務や災害業務など、5項目（徴収業務・災害関連業務・保健衛生業務・福祉業務・特殊現場作業従事業務）の支給区分により16の業務に支給しています。

（徴収業務・災害査定測量業務・災害応急業務・保健衛生業務・ごみ収集業務・防疫業務・鳥獣死骸処理業務・し渣処分運搬業務・し尿処理場槽内等特別清掃業務・行旅死亡人等取扱業務・福祉外勤業務・危険作業業務・除雪業務・鳥獣対応業務・発掘調査業務・坑内発掘調査業務）

5 収入役制度

収入役制度は、明治21年（1888年）に制定された「市制・町村制」によってスタートしています。収入役制度が設けられた趣旨は、会計事務について、命令機関と執行機関を分離し、事務の公正な処理を確保しようとするものです。収入役は市長の

補助機関ですが、会計事務の執行については、独立の権限が与えられているところにその特色があります。またその任期中は解職されないことも他の特別職と異なる特色でした。

地方自治法の改正によって、平成 19 年（2007 年）より収入役が廃止され、一般職である「会計管理者」を置くこととされました。会計事務の適正な執行が前提となることには変わりはなく、会計管理者の職務権限についても収入役のそれと変更はないとされています。また併せてこの時、助役は副市長に名称が変更されています。

6 総合支所

平成 16 年 11 月 1 日の益田市・美都町・匹見町の合併にあたり、合併後の新市の行政運営を円滑に進めるため、旧美都町・匹見町地域では、地域で一定の業務が完結できるよう総合支所を設置することとし、住民福祉課・地域振興課・経済課・建設課の 4 課体制による総合支所が設置されました。

組織見直しにより平成 25 年 4 月 1 日から 4 課体制は 3 課体制（住民福祉課・地域づくり推進課・建設課）に変更しています。

また、地域の意見を取り上げやすくするため、合併後 10 年間については（平成 26 年度まで）、顧問の配置と地域協議会を設置し運営を行うこととしています。

7 総務省推計人口

国勢調査による人口を基として、その後における各月の人口の動きを他の人口関連資料から得て、毎月 1 日現在の人口を算出したものです。

8 人口自然増減

出生と死亡による人口の増減をいい、死亡が出生を上回れば自然減、出生が上回れば自然増となります。年間、人口千人当たりの出生数を出生率、同じく千人当たりの死亡数を死亡率と呼んでいます。

9 国立社会保障・人口動態研究所

厚生労働省に設置された国立の政策研究機関で、平成 8（1996）年に、厚生省 人口問題研究所と特殊法人 社会保障研究所との統合によって設立されました。

人口研究・社会保障研究、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、国民の福祉の向上に寄与する事を目指している機関です。

10 老年人口

総人口に占める 65 歳以上の人口のことをいいます。

※年少人口とは 0 歳～14 歳までの人口のことをいいます。

※生産年齢人口とは 15 歳～64 歳までの人口のことをいいます。

11 高齢化率

高齢化率とは 65 歳以上人口が総人口に占める割合をいいます。地域の高齢化の程度をはかる指標として使用されています。

日本の高齢化率は、昭和 10 年（1935 年）の 4.7% が過去最低値でした。以来、連

続的に高齢化率は上昇し、平成22年（2010年）には23.1%を記録しています。

※高齢化に対する少子化

平成4年（1992年）の国民生活白書では、「出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子供数の低下傾向」を「少子化」、「子供や若者が少ない社会」を「少子社会」と表現しています。

人口学では、合計特殊出生率が、人口を維持するのに必要な水準（人口置き換え水準：長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率。1人の女性が一生の間に産む子の数）を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義しています。

日本では、昭和50年代（1970年代半ば以降）から、この「少子化現象」が続いています。

12 限界的集落

島根県中山間地域研究センターの基準によると、高齢化率50%以上かつ集落の総戸数が19戸以下の集落をいいます。限界的集落以外に危機的集落があり、こちらは高齢化率70%以上かつ総戸数9戸以下の集落をいいます。

13 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費をいいます。住民福祉を支えるための経費で、「生活保護」など国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が独自に支出するものがあります。

14 地方分権一括法

正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、平成7年（1995年）に設置された地方分権推進委員会の勧告を受け、国と地方を上下関係から対等関係にし、一層の地方分権を進めることを目的とし、関係する各種の法律改正を行うものです。平成12年4月（2000年）施行され全部で475本の関連法案からなっています。

15 機関委任事務

法律または政令により、国又は他の地方公共団体から都道府県知事・市町村長などの地方公共団体の機関に委任される事務のこと。

機関委任事務とされた事務は、法的にはあくまで委任した「国の事務」であり、「地方公共団体の事務」とはみなされません。このため当該事務に関しては地方公共団体の条例制定権は及ばず、地方議会の関与も制限されていました。

機関委任事務について国は包括的な指揮監督権を有し、これを制度的に担保するものとして職務執行命令訴訟が存在していました。

平成12年（2000年）地方自治法の改正により機関委任事務は廃止され、自治事務と法定受託事務に再編されました。

16 ひも付き補助金

国から地方自治体に交付される補助金のうち、国がその用途を定めるもので、「国庫補助金」「国庫負担金」「国庫委託金」など国庫支出金の総称。地方自治体の裁量権が制限されるため地方自治体にとっては効率性や必要性を考慮した使い方ができません。
※地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付されるお金を、総称して国庫支出金と呼ばれます。同様に県から交付される場合には、県支出金といいます。

この国庫支出金には、国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金、国が援助として交付する国庫補助金、国からの委託事務で経費の全額を負担する国庫委託金の3つがあります。

※地方公共団体の事務の義務付け・枠付け

地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っていることを指し、自治体が国と異なる内容を定めることを許容していません。「従うべき基準」が設けられ、自治体はその基準に従い業務を行ってきました。

義務付け・枠付けの見直しは、これまで国が一律に決定して、自治体に義務付けられてきた基準等を、自治体が条例の制定等により自ら決定して実施するように改めるもので、見直しを通じて地方の自主性の強化や自由度の拡大を図るなど、地域の実情に応じた行政運営を行っていかうとするものです。

17 一括交付金化

地域の自由裁量を拡大するため、地域主権戦略大綱等に基づいて、各府省（8府省）が所管する都道府県向けの投資に係る補助金等の一部を、内閣府予算として一括計上し、平成23年度に地域自主戦略交付金として創設したものです。

各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付するもので、地域の実情に即した事業の的確で効率的な実施を図ることを目的としています。

※地域主権戦略大綱とは、平成22年6月22日に閣議決定されました。

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、国の在り方を大きく転換するための改革として、国と地方の関係を上下の関係から対等の立場のパートナーシップの関係へと根本的に転換し、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進していくべきものとしています。

18 直轄事業負担金

直轄事業は国が決定し実行する事業で、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業で、事業の範囲はそれぞれの法律で規定されています。

国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が事業の経費を一定割合（事業費の1/2から1/3程度）で負担するもので、地方財政法で負担金の支払いが義務付けられています。

19 NPO

NPOとは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(※)を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

※法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

※NPO法人：特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。

※NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

認定NPO法人制度については、法改正(注1)で認定基準の緩和等が行われました。NPO法人を設立してから1年間の経過した後、実績判定期間(直前の2事業年度)において、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受ける必要があります。

(注1)平成23年6月に成立し、平成24年4月に施行されています。

20 新しい公共

平成22年1月の鳩山首相施政方針演説で「新しい公共」の言葉が取り上げられました。

これまでの行政の一元的な判断で行う公共サービスでは社会のニーズが満たされなくなってきました。このため、行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の市民や企業など多様な主体が公共の担い手の当事者として、自覚と責任をもって活動することで、支え合いと活気がある社会をつくるという考え方が表明されました。

官と民の役割分担の見直しと、市民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現していこうという考え方です。

21 中山間地域

島根県が平成11年(1999年)に制定した「島根県中山間地域活性化基本条例」では、中山間地域を「産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利で振興が必要な地域」と定義しています。

更に、中山間地域をより具体的に地域として指定するため、「島根県中山間地域活性化基本条例施行規則」により、次のうち1つでも該当する地域が「中山間地域」と規定されています。

- ①過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法で指定)
- ②特定農山村地域(特定農山村法で指定)

③辺地地域（辺地にかかる公共施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律で指定）

④これらと同等に条件が不利である地域（知事が告示）

22 社会資本更新対策

日本の社会資本は、今後20年で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなることを見込まれています。高度成長期以降に整備したインフラが今後急速に老朽化してくるためです。

国においては適切な点検による現状確認、その結果に基づいた的確な修繕の実施、長寿命化、基準・マニュアルの策定、維持管理・更新に係る情報の整備、新技術の開発・導入等、今後の戦略的な維持管理・更新に向けた対策を進めています。

益田市においても多くの施設が更新期を迎えてくることから対策が必要となっています。

23 地方交付税

全国どこの市町村に住んでも、一定の水準の行政サービスが受けられるように、国税のうち所得税の32%、法人税の34%、酒税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%を、地方公共団体の財政規模に応じて国が交付する財源です。

地方交付税には、普通交付税（平成25年度までは総額の94%）と特別交付税（平成25年度までは6%）があり、普通交付税は、人口や面積などの合理的な基準に基づき算出されます。（基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。）

特別交付税は普通交付税で反映できない特別の事情を考慮して交付されます。

※基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるものです。各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもので、各行政項目ごとに算出されます。

※基準財政収入額は、同じく普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもので、次の算式により算出されます。

標準的な地方税収入×基準税率75%＋地方道路譲与税等

24 合併特例債

合併後10年間、まちづくりの推進のために、合併した市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費について、その財源として借り入れられる地方債のことです。後年度の返済の70%は普通交付税に算入されます。

広域合併した自治体に発行が認められ、合併に関連する公共施設の建設費などの95%に充てることができ、国が元利償還の7割を肩代わりします。

平成23年に発生した東日本大震災の影響を考慮し、被災地は20年間、その他の市町村は15年間に発行期間が延長されました。

25 基準財政需要額

各自治体での普通地方交付税の算定基礎となるもので、各自治体が標準的な行政を合理的かつ妥当な水準で行政を実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」をいいます。

経費の全体を指すものではなく、行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料など特定財源を除いた必要一般財源の額が基準財政需要額となります。各行政項目ごとに、次の算式により算出されます。

単位費用

$$\begin{aligned} & (\text{測定単位 1 当たり費用}) \times \text{測定単位} \\ & (\text{人口・面積等}) \times \text{補正係数 (寒冷補正等)} \end{aligned}$$

※単位費用とは、標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位 1 単位当たりで示したものです。

※測定単位とは、道府県や市町村の行政項目（道路費や河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられます。

※補正係数とは、すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられますが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししています。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数といいます。

26 財政調整基金・減債基金

財政調整基金とは、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。財源が不足する場合や、急激な税の落ち込みや災害などに備えるためのお金です。財政調整基金は自治体の標準財政規模の概ね10%程度が適正額といわれていますが、各自治体の状況により積立額は異なっています。益田市の平成25年度末の財政調整基金残高は10.03億円と見込まれています。

減債基金とは、市債の償還財源を確保し償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。益田市の平成25年度末の減債基金残高は4.1億円と見込まれています。（中期財政計画 平成26年度～平成30年度）

※「地方債の総合的管理について」（18年3月地方債課長通知）では、「満期一括償還に係る減債基金への積み立てルールの標準化」の中で、「満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積み立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）としていることを踏まえ、適切に対応されたいこと」という通知が出されています。

※標準財政規模とは、地方公共団体が通常水準（標準的な水準）の行政活動を行うために必要な一般財源の規模を示すものです。標準税収入額等に普通交付税を加算した額となります。益田市の標準財政規模は平成 24 年度で約 150 億円です。

$$\text{計算式} = (\text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 \div 75 \\ + \text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税}$$

27 スクラップ&ビルド

老朽化した建物や設備を一度廃棄や取り壊して、その後最新鋭の技術などをいかした新しい設備などに建替えさせる時に使われます。

行政では、行政機構における膨張を抑制する方法の一つとして使われています。例えば組織の新設にあたっては、同等の組織の廃止を条件とすることを表します。

28 人材育成基本計画

益田市では、平成 12 年 9 月に「益田市人材育成基本方針」を策定し、職員資質の向上や組織の連携強化に取り組んできました。その後平成 19 年に、めまぐるしい諸情勢の変化を踏まえ「職員こそが最大の資源」という視点のもとに、今後の益田市職員の人材育成のマスタープランとして新たな指針に改定されています。

29 ガバナンス

統治を意味します。ここでは、組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行う、意思決定、合意形成のシステムをいいます。上からの統治という意味ではなく、組織の人間が自主的に関与するシステムという意味があります。

企業の場合はコーポレート・ガバナンス。企業の効率的かつ健全な活動を可能にするシステムをいいます。企業の利害関係者(株主、経営者、従業員、取引先など)の主体的な作用による、意思決定、合意形成のシステムです。

30 見える化

ただ事象が見えるようにすることを意味するのではなく、見えた結果を利用して考え行動を起す、その仕組みをつくることを意味します。

例えば、計画について指標を明確にすることによって、納得性が高まり現場活動の動機づけや、改善の方向性の手掛かりをつかむことができるなど、基本になる情報やデータを提示することで、職員や市民が自ら気づき、問題意識を高め、自ら改善する努力を促す仕組みをつくることです。

「見える化」を進めることにより

- ①問題の早期発見と解決
- ②情報の公開による改善の活発化
- ③問題の顕在化により再発防止

などが期待でき、良い結果に結びつけていくためのプロセス改善運動です。

31 プロポーザル

プロポーザルとは、提案や提案書のことをいいます。発注者から示されたテーマについてプランニングを行い、それを企画書にまとめて提案する仕組みをいいます。

自治体の入札などでは、公募型プロポーザルという形もあり、発注者が業者の参加を公示により募り、技術提案書などの提出を求めます。発注者は提出された技術提案書などをもとに審査をします。

ここでは、市民や職員からの改善への提案を意味しています

32 パブリックコメント

政策等の決定にあたり幅広く意見を公募する手続きをいいます。

益田市では、政策形成過程での市民の参画の機会を提供し、市民等の多様な意見や情報を把握するとともに、その過程を示すことで行政運営の透明性を図り、市民等との協働によるまちづくりの実現に資することを目的としてパブリックコメントを行うとしています。

市民生活に重要な影響を及ぼすと認められる計画・指針・条例等を策定する場合、当該計画等の趣旨及び内容を公表し、市民に対し説明責任と応答義務を果たし、政策決定過程における透明性及び公平性の向上を図ることや、市民の多様な意見を市政に反映させ、市民の需要に合った行政執行の実現と、市民協働のまちづくりを実現するための仕組みの一つと位置付けています。

33 行政マーケティング

ここでは「市場づくり」という意味でもちいます。企業や非営利組織が行うあらゆる活動のうち、「顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその商品を効果的に得られるようにする活動」の全てを表すものといえます。

地域経営や政策といった公共的な分野においても「市場づくり＝マーケティング」がありえます。顧客＝住民と置き換えると、住民が抱く潜在的な「政策ニーズ」を探り出すと共に、そのニーズを満たす政策や活動を創造し、提供していく社会的なプロセスを実現することや、多様な政策の担い手間でのやりとりを通じて、様々な政策や活動が生まれ、かつ関係者に満足を提供していく「政策市場」をつくることも行政にとっては必要なことといえます。

※行政マネジメント

ここでいうマネジメントとは、「組織に結果を出させる」ために行うものの意味です。

自治体においてもマネジメントを導入し、より効率的な行政運営と効果を達成しようという考え方で、近年ではニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の導入・取組が増えています。NPMとは民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという考え方で、行政の意識を、従来の法令や予算の遵守に留まらず、よ

り効率的で質の高い行政サービスの提供へと向かわせ、行政活動の透明性や説明責任を高め、国民の満足度を向上させることを目指しています。

34 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率をいいます。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

※一般会計とは、地方公共団体の行政運営のための基本的な経費を網羅した会計です。この他に特定の事業を行ったり特定の歳入を特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計といいます。特別会計を除いたすべての経費は、一般会計で経理されます。

益田市には国民健康保険事業や介護保険、市有林事業など 14 の特別会計があります。※普通会計とは、地方財政統計上、統一的に用いられる仮想（バーチャル）会計です。

地方公共団体の財政規模は、個々の団体によって異なります。設置される特別会計も違えば一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な比較ができません。

このため普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしてあります。

35 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率をいいます。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

※公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。

法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

36 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率をいいます。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じです。)

37 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率をいいます。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

※一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っている、いわゆる「想定企業会計」など、ひとつの会計を区分することはしません。

38 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、扶助費や人件費、公債費など縮減することが容易でない経費(義務的経費)に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度使われているかの割合を求めたものです。

低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示します。逆に高ければ、自由に使えるお金が少ないことを示します。

益田市の平成23年度経常収支比率は93.9%となっています。

75%程度におさまることが妥当とされ、80%を超える場合は財政構造は弾力性を欠いているとされてきました。

39 義務的経費

性質別の歳出区分として、経費の経済的性質に着目した歳出の分類で、義務的経費、

投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

地方公共団体の歳出のうちで、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいいます。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

※投資的経費とは、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費をいいます。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。

※公債費とは地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費をいいます。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれます。

※扶助費とは性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費をいいます。扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれます。

40 第三セクター

国や地方公共団体を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体を第三セクターといいます。

そもそもは民間の優れたアイデアや行動力と行政の持つ信用力や公益性など、双方の良さを統合して、効率的で公共性のある事業を推進していくという構想で設立されてきました。1980年代以降に地域振興を目的として、政策的に全国各地に設立が進められてきました。しかし、その後多くの第三セクターが経営難に陥るなど、経営改善や打開策に取組が行われています。

総務省の調査では平成24年3月31日時点で7,181法人数となっており、減少傾向が続いています。(7,181法人の中に地方公社は含んでいません。)

41 市債

地方債のひとつです。市が歳入の不足を補うために発行する債券です。学校や道路など公共施設は将来にわたって長期間使われるため、整備費などを現在の市民と将来の市民が分け合い、世代間の負担を公平にするために、長期にわたって返済していくものです。

42 特別会計

益田市の予算は一般会計と特別会計の2つの会計があります。経費のうち、特定の事業を行ったり特定の歳入を特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計といいます。益田市には国民健康保険事業や介護保険、市有林事業など14の特別会計があります。

一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。

また、上水道事業については、企業会計として別に管理しています。

43 繰出金

性質別歳出の一分類で、一般会計と特別会計、または特別会計間で支出される経費。地方公共団体の一般会計から、介護保険事業会計・国民健康保険事業会計・地方公営企業会計などに対して繰り出される負担金などをいいます。

また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれます。

公営企業の経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されています。経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われます。

44 嘱託職員

地方公務員法第 3 条では、一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員について規定しています。一般職とは特別職に属する職員以外の職員をいいます。

これに対し特別職とは、第 3 条 3 項の 1「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」（市長など）。第 3 条 3 項の 2「法令又は条例、地方公共団体の規則などにより設けられた委員及び委員会（審議会やその他これに準ずるもの。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。」第 3 条 3 項の 3「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」などがあります。

ここでいう嘱託職員は、3 項の 3 にいう臨時又は非常勤の嘱託員をいいます。任用期間は定められていますがフルタイムの労働を行わない者で（益田市：月／16 日勤務）、地方公務員法上は特別職となり労働基準法の対象となります。

※臨時職員

ここでいう臨時職員とは、地方公務員法第 22 条の 5 による臨時的任用職員をいいます。地方公務員法 22 条の 5 は、「任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6 月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を 6 月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。」と定められています。

つまり、任用は 6 か月の期間であること。その更新は可能であるが 1 年を超えることはできないという任用期間が定められている職員です。

45 耐震化対策

建築基準法の改正により、昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日から、新しい耐震基準（いわゆる新耐震基準）が施行されました。この日以降に建築確認を受けた建物については新耐震基準が適用されています。これ以前の建物は旧耐震基準の建物となります。この改正で、住宅やビルは震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないように基準が

引き上げられました。

国においては、平成 17 年（2005 年）に耐震改修促進法を改正し、都道府県に促進計画の策定を義務づけ、国庫補助も増額しました。住宅の耐震化率は平成 27 年（2015 年）までに 75%から 90%に上げるのが目標とされています。

益田市では、地震による被害から、市民の生命と財産を守るため、公共施設においては計画的に耐震診断を行い必要な耐震補強工事を進めています。個人住宅については、耐震診断・補強設計・補強工事の補助制度を設け耐震化対策を促進しています。

46 財産

市が所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産や自動車等の動産、売払代金・貸付金等の債権、地上権・地役権・鉱業権、特許権・著作権・商標権、株式、地方債・国債など多くのものがあり公有財産とといいます。

公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分類され（地方自治法第 238 条第 3 項）、その管理や手続きについてはそれぞれ地方自治法に規定されています。（地方自治法第 238 条の 4 及び第 238 条の 5）

「行政財産」とは、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいいます。「行政財産」は、地方公共団体が事務や事業を執行するために直接利用することを目的とする「公用財産」と、住民の一般的共同利用を目的とする「公共用財産」に分けられます。

「公用財産」には、庁舎や職員宿舎などがあり、「公共用財産」として、道路、河川、学校、公民館、公営住宅、公園などがあります。

「行政財産」は、原則として貸し付けなどの処分が禁止されていますが、その用途や目的を妨げない限度において、他の地方公共団体などに貸し付けたり地上権を設定することができます。（地方自治法第 238 条の 4）

「普通財産」とは行政財産以外の公有財産をいいます。貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的すること・信託すること（土地）・私権を設定することができます。主として「経済的価値の発揮」を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に市の行政に貢献させるため管理処分されるべき性質のものとされています。

47 行政評価

行政が行う政策、施策、事務事業の内容と達成状況及び成果などを、客観的にチェックする手法のことです。行政が行う業務の目標や達成度を評価することにより、P（計画）－D（実行）－C（チェック）－A（改善）のサイクルにおける「C」チェックの役割を担います。継続して実施されることで組織の意識改革にも効果があります。

大別すると、事務事業評価・施策評価・政策評価に分けられ、それぞれの区分に応じ評価を行います。

48 ソーシャルメディア

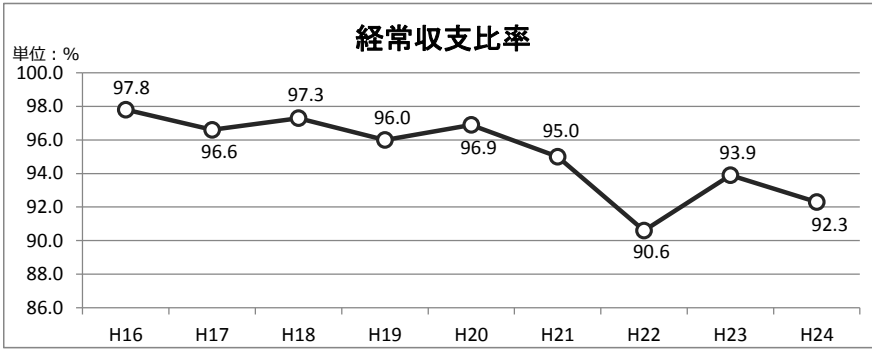
ソーシャルメディアとは、Web上（Web:インターネット上で文字や画像などを見せ簡単にアクセスできるようにするための仕組み。）で提供されるメディア（メディア：情報を人に伝える機関やシステム。インターネットやWebサイト、テレビ、ラジオ、新聞等）のうち、ユーザー（利用者）が積極的に参加し、情報を発信することによって形作られていくメディアのことをいいます。

ソーシャルメディアには様々なサービスがあり、代表的なものにTwitter・Facebook・YouTube・LINEなどがあります

ソーシャルメディアはだれでも利用でき、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人と人の結びつきを利用した情報流通といった社会的な要素をもっています。

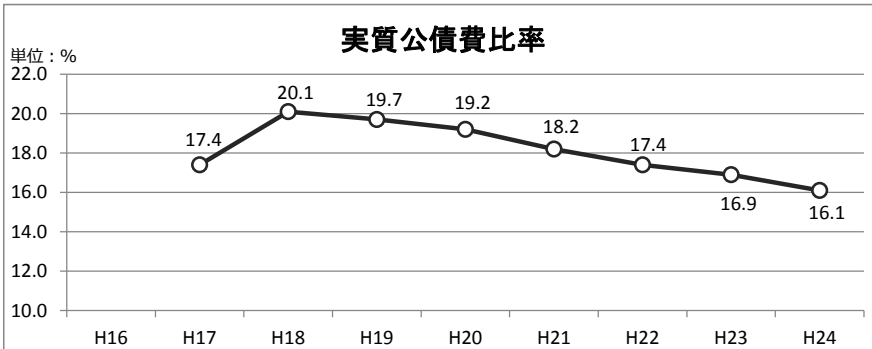
ユーザー同士が情報を共有することによって成り立っているという特性があり、情報伝達のスピードは非常に早く、またユーザーが発信した情報が大きな影響を与えることがあります。

資料編



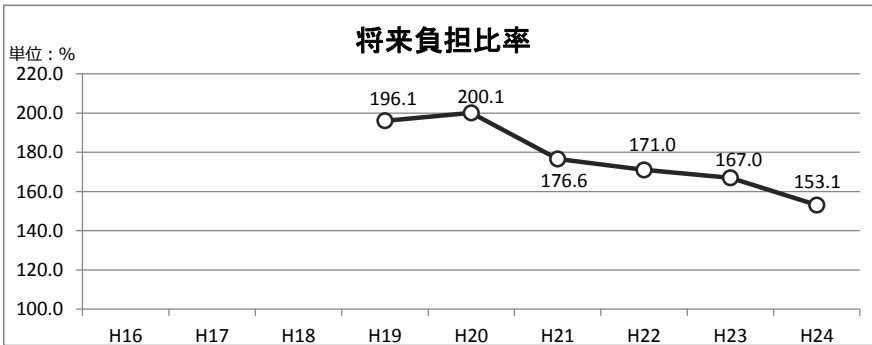
経常収支比率

財政構造の弾力性を見るうえで最も重要な比率で、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測るものです。これが80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるといえます。



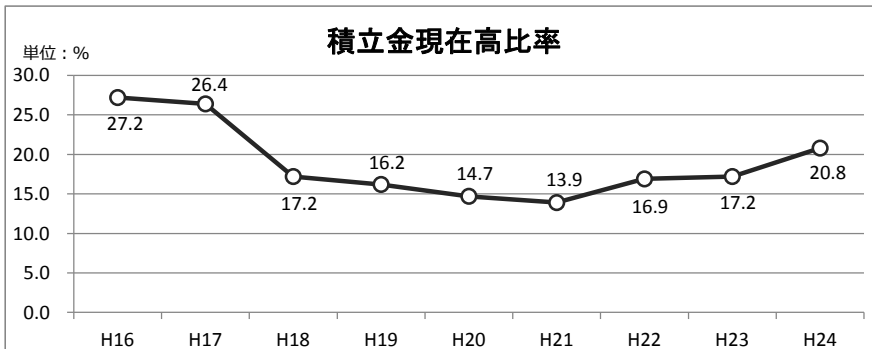
実質公債費比率

平成18年度より地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、起債の制限のために設けられた指標で、一般会計等が負担する公債費や公営企業債に対する繰出金など、借金返済額が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。この数値が高いと、借金返済以外の施策に使えるお金が少なくなっているということであり、他の経費を節約しないと赤字になってしまう可能性があります。この指標が18%を超えると、借入れには県の許可が必要となります。
※指標は平成17年度から公表しています。



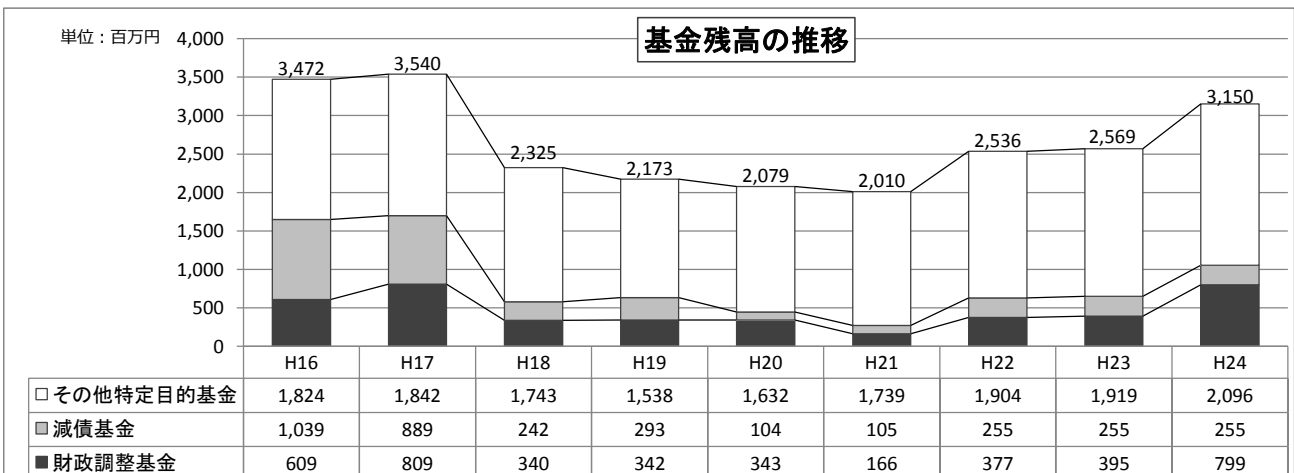
将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務（＝公営事業会計＋一部事務組合等＋地方公社・第三セクター等の分を含む）が標準財政規模の何%にあたるかを示しています。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫されることが懸念され、350%が早期健全化基準となっています。
※この指標は平成20年に地方財政健全化法が一部施行されたことに伴い導入されたため、平成19年度分から公表しています。



積立金現在高比率

標準財政規模（又は歳出総額）に対する積立金現在高（財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金）の割合です。この比率が高いほど将来に対する蓄えがあるといえます。



平成16～24年度 決算額等の推移

資料編-2

歳入

(単位:百万円)

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
自主財源	地方税	5,414	5,432	5,336	5,740	5,770	5,483	5,510	5,472	5,486
	使用料及び手数料	297	310	282	350	365	376	335	337	393
	分担金及び負担金	678	590	672	541	519	531	579	598	541
	繰入金	1,608	260	1,371	326	486	541	237	316	90
	その他の自主財源	1,442	2,305	1,560	1,332	1,041	1,125	1,032	1,217	1,216
自主財源 計		9,439	8,897	9,221	8,289	8,181	8,056	7,693	7,940	7,726
依存財源	地方交付税	7,408	7,890	7,886	7,781	8,143	8,322	8,899	8,955	9,322
	国県支出金	5,161	4,750	4,916	4,118	4,164	6,490	9,317	5,238	4,569
	地方債	3,571	3,390	4,484	2,560	1,973	2,449	4,644	3,417	2,707
	その他の依存財源	1,346	1,390	1,521	1,054	1,003	967	953	915	847
依存財源 計		17,486	17,420	18,807	15,513	15,283	18,228	23,813	18,525	17,445
歳入合計		26,925	26,317	28,028	23,802	23,464	26,284	31,506	26,465	25,171

歳出

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
義務的経費	人件費	4,661	4,477	4,439	4,381	4,190	4,083	3,946	4,052	3,877
	扶助費	4,044	4,144	3,999	4,058	4,182	4,340	4,984	5,007	5,119
	公債費	4,135	4,167	4,721	4,090	4,092	3,862	3,920	4,188	4,207
	義務的経費 計		12,840	12,788	13,159	12,529	12,464	12,285	12,850	13,247
投資的経費	普通建設事業費	4,698	4,707	6,146	3,679	2,759	3,909	9,083	4,072	2,273
	災害復旧事業費	123	148	207	53	8	156	166	13	5
投資的経費 計		4,821	4,855	6,353	3,732	2,767	4,065	9,249	4,085	2,278
その他の経費	物件費	2,436	2,283	2,278	2,250	2,243	2,648	2,521	2,730	2,681
	維持補修費	208	168	143	116	179	164	169	102	171
	補助費等	2,655	2,703	2,713	2,492	2,838	3,937	2,954	2,917	2,954
	繰出金	1,765	2,346	2,386	1,954	2,163	2,183	2,283	2,352	2,416
	その他	1,177	575	483	424	508	592	884	440	895
その他の経費 計		8,241	8,075	8,003	7,236	7,931	9,524	8,811	8,541	9,117
歳出合計		25,902	25,718	27,515	23,497	23,162	25,874	30,910	25,873	24,598

基金・地方債および財政指標の状況

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
年度末基金残高	3,472	3,540	2,325	2,173	2,079	2,010	2,536	2,569	3,150
(1)財政調整基金	609	809	340	342	343	166	377	395	799
(2)減債基金	1,039	889	242	293	104	105	255	255	255
(3)特定目的基金	1,824	1,842	1,743	1,538	1,632	1,739	1,904	1,919	2,096
地方債(市債)残高	36,934	36,851	38,404	37,573	36,122	35,341	36,663	36,479	35,531
経常収支比率	97.8	96.6	97.3	96.0	96.9	95.0	90.6	93.9	92.3
実質公債費比率	-	17.4	20.1	19.7	19.2	18.2	17.4	16.9	16.1
積立金現在高比率	27.2	26.4	17.2	16.2	14.7	13.9	16.9	17.2	20.8